

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	市民活躍課	令和7年度 長市活第1号	長浜市市民活動支援コーディネーター活動業務委託		長浜市内	市民活動支援コーディネーターとして、地域づくり協議会や市民活動団体の支援等を行う。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	2,599,200円	山口 有子	本業務は、長浜市市民協働センターの市民活動支援コーディネーターとして活動するものであり、市民との関係構築や支援におけるノウハウ等が求められるため、これまで従事してきたものと契約するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号
2	市民活躍課	令和7年度 長市活第20号	長浜市地域おこし協力隊活動業務委託		長浜市内	本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組む。
	令和7年4月1日 から 令和7年10月10日 まで	令和7年4月1日	1,053,763円	中村 凜之介	本業務は、本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組むための活動経費として委託するものであることから、隊員本人と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	市民活躍課	令和7年度 長市活第21号	長浜市地域おこし協力隊活動業務委託		長浜市内	本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組む。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	2,000,000円	辻本 果歩	本業務は、本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組むための活動経費として委託するものであることから、隊員本人と契約する必要があるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4	市民活躍課	令和7年度 長市活第14号	長浜市地域活力プランナー設置業務（長浜地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,735,200円	長浜まちなか地域づくり連合会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5	市民活躍課	令和7年度 長市活第8号	長浜市地域活力プランナー設置業務（六荘地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,735,200円	六荘地区地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
6	市民活躍課	令和 7 年度 長市活第13号	長浜市地域活力プランナー設置業務（南郷里地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,735,200円	南郷里地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7	市民活躍課	令和 7 年度 長市活第11号	長浜市地域活力プランナー設置業務（神照地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,735,200円	神照地区地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	市民活躍課	令和 7 年度 長市活第17号	長浜市地域活力プランナー設置業務（北郷里地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,476,000円	北郷里連合地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	市民活躍課	令和 7 年度 長市活第9号	長浜市地域活力プランナー設置業務（西黒田地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,346,400円	西黒田ふるさと振興会議	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
10	市民活躍課	令和7年度 長市活第18号	長浜市地域活力プランナー設置業務（湯田地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,605,600円	浅井湯田地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
11	市民活躍課	令和7年度 長市活第10号	長浜市地域活力プランナー設置業務（下草野地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,346,400円	下草野地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
12	市民活躍課	令和7年度 長市活第12号	長浜市地域活力プランナー設置業務（虎姫地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,605,600円	虎姫地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
13	市民活躍課	令和7年度 長市活第5号	長浜市地域活力プランナー設置業務（速水地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,476,000円	こほく地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
14	市民活躍課	令和7年度 長市活第39号	長浜市地域活力プランナー設置業務（高月地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,605,600円	高月地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
15	市民活躍課	令和7年度 長市活第16号	長浜市地域活力プランナー設置業務（高時地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,216,800円	高時地区地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
16	市民活躍課	令和7年度 長市活第41号	長浜市地域活力プランナー設置業務（余呉地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,476,000円	余呉地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
17	市民活躍課	令和7年度 長市活第6号	長浜市地域活力プランナー設置業務（西浅井地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,476,000円	西浅井地区地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
17	市民活躍課	令和 7 年度 長市活第150号	令和 7 年度自治振興事業委託		長浜市内	各自治会との連絡調整等にかかる業務
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,535,000円	長浜市連合自治会	市民の自治意識の高揚と自治活動の振興を図り、自治会長相互の連絡協調と親睦を図り、円滑な職務遂行に努めること、また、市政との協働により、明るく住みよいまちづくりの推進に努めることを目的として組織された長浜市連合自治会に、市政事務の一部を委託することにより、各自治会組織（住民組織）に対し、きめ細かな活動（サービス）を行うことができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
17	市民活躍課	令和 7 年度 長市活第160号	令和 7 年度防犯事務一部委託		長浜市内	地域安全長浜市民大会の開催等、地域安全思想の普及及び啓発に関する業務
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	2,127,000円	長浜市防犯自治会	防犯自治会は、自主防犯意識の高揚、風俗環境の浄化、暴力追放の推進及び健全育成を図り、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現するため、昭和37年より防犯活動を行ってきた。 各連合自治会長、各自治会長など地域の方をはじめ、各警察署や防犯関係団体を構成員とし、それぞれが連携・協力のもと、地域安全長浜市民大会や毎月20日の防犯パトロール活動などにより、市民の自主防犯意識の高揚を図るとともに地域の防犯リーダーの育成等に努められてきたことから、引き続き、地域に根ざした防犯活動を実施することができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号